

議案第 35 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 5 月 13 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の保険税負担の軽減を図ることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

#### （適用区分）

- 2 新条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p>

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

国民健康保険の保険税負担の軽減を図るため、軽減対象所得基準額の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

#### ・軽減対象所得基準額の改正（第26条関係）

5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます（下線部分）。

#### ア 5割軽減

現行の加算額27万5千円を、28万円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円＋{ <u>27万5千円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)}を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円＋{ <u>28万円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)}を超えない世帯

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。

(例) 世帯の合計所得88万5千円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円＋27万5千円×2人(加入者である夫と妻)  
＝88万円<88万5千円 …5割軽減に該当しない

【改正後】 33万円＋28万円×2人(加入者である夫と妻)  
＝89万円>88万5千円 …5割軽減に該当する

#### イ 2割軽減

現行の加算額50万円を、51万円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円＋{ <u>50万円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)}を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円＋{ <u>51万円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)}を超えない世帯

(例) 世帯の合計所得134万円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円+50万円×2人(加入者である夫と妻)  
=133万円<134万円 …5割軽減に該当しない

【改正後】 33万円+51万円×2人(加入者である夫と妻)  
=135万円>134万円 …5割軽減に該当する

※7割軽減(改正なし)

合計所得金額が33万円を超えない世帯
--------------------

### 3 施行期日

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。